

第32回さいたま市自治基本条例検討委員会

次 第

平成23年8月9日（火）午後6時45分～
さいたま市役所第2別館第3会議室

- 1 開 会

- 2 議題
（1）各チームからの報告事項について

（2）自治基本条例について

- 3 その他

- 4 閉会

【配付資料】

次第

資料1 最終報告（たたき台）

※第3章（市民と市がともに進めるまちづくり）第18条～第25条

参考資料1 市民から寄せられた意見

参考資料2 自治基本条例意見交換会 最終報告に反映すべき内容のまとめ

最終報告（たたき台）※第3章（市民と市がともに進めるまちづくり）第18条～第25条

資料1

中間報告	最終報告（案）
<p>⑤ 市民の意見等への対応義務</p> <p>【条例案骨子】</p> <p>●（市民の意見等への対応義務）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 議会及び市長等は、市政に対する市民の意見、要望、提案等について誠実に受け止め、市民福祉の向上及び市の健全な発展に寄与するものについては、可能な限り、速やかに市政に反映させるものとする。 ・ 議会及び市長等は、市政に対する市民の意見、要望、提案等に対しての対応方針または対応結果を、市民に速やかに回答し、説明責任を果たすものとする。 ・ 議会及び市長等は、市民との情報共有のため、市政に対する市民の意見、要望、提案等及びこれらに対する対応方針または対応結果を、公表するよう努めるものとする。 	<p>（市民の意見への応答義務）</p> <p>第18条 市は、市政に対する要望、提案など市民の意見を誠実に受け止め、豊かで暮らしやすい地域又は社会の実現に寄与するものについては、速やかに市政に反映させるものとします。</p> <p>2 市は、市政に対する要望、提案など市民の意見への対応方針又は対応結果について、速やかに回答するものとし、かつ、公表するよう努めるものとします。</p>
<p>【考え方・解説】</p> <p>ア 議会や市長等は、市民の「市の発展に寄与する」思いやアイデアを無駄にすることなく、誠実に受け止めることが大切です。</p> <p>イ 議会及び市長等は、市民の市政に対するどのような意見、要望、提案等に対しても、誠実に耳を傾け、市民福祉の向上及び市の健全な発展に寄与するもので、法律上、財政上、技術上などを踏まえて可能なものについては、速やかに市政に反映するよう努めなければなりません。</p> <p>ウ 議会及び市長等は、すぐに結論が出せない、実現が不可能といったことも含めて、意見等への対応方針や対応結果を速やかに、意見等を行った市民に回答することが求められます。</p> <p>エ なお、既に市として結論が出ている案件については、そのことについて丁寧に説明することになりますが、再検討を妨げるものではありません。</p> <p>オ また、市民の意見等については、窓口、電話、文書など様々な方法で膨大な数の意見が寄せられていると考えますが、市民との情報共有のため、実務上可能な限り、意見等の内容や対応について公表に努めることが必要です。</p> <p>カ なお、市民自治の推進のためには、意見等を行う市民、それを受け止める議会や市長等の双方に責任を持った言動や対応が不可欠です。「住んでいる、または活動している市のために何が出来るかを積極的に考え、自ら行動する市民」が今後一層求められることになり、そのためには何をすべきか、市民、議会、市長等は考える必要があると考えます。</p>	<p>【考え方・解説】</p> <p>第18条は、議会及び市長その他の執行機関の、市民の市政に対する要望や提案などの意見への応答義務について定めています。</p> <p>○ 市民自治の確立のためには、意見を述べる市民、それを受け止める議会や市長その他の執行機関の双方に、責任を持った言動や対応が不可欠です。「自分が住んでいる、または活動している市のために何が出来るかを積極的に考え、自ら行動する市民」が今後一層求められることになり、多くの市民に考え、行動してもらうためには何をすべきか議会及び市長その他の執行機関は考える必要があると考えます。</p> <p>【第1項】</p> <p>○ 議会や市長その他の執行機関は、市民からの要望や提案などの意見に対して誠実に耳を傾け、法律上、財政上、技術上可能かどうか、といった観点から検討し、実現可能で、豊かで暮らしやすい地域又は社会の実現のため効果的なものについては、速やかに市政に反映するようにしなければなりません。</p> <p>【第2項】</p> <p>○ 議会及び市長その他の執行機関は、すぐに結論が出せない、実現が不可能といったことも含めて、意見への対応方針や対応結果を速やかに、市民に回答することが求められます。</p> <p>○ なお、既に市として結論が出ている案件については、そのことについて丁寧に説明することになりますが、再検討を妨げるものではありません。</p> <p>○ また、市民の意見については、窓口、電話、文書など様々な方法で膨大な数の意見が寄せられていると考えますが、市民との情報共有のため、実務上可能な限り、意見の内容や対応について公表に努めることが必要です。</p>

中間報告	最終報告（案）
<p>⑥ 住民投票</p> <p>【条例案骨子】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●（住民投票の実施） <ul style="list-style-type: none"> ・ 議会及び市長は、市政に関する重要な案件について、住民の意思を確認するため、別に条例で定めるところにより、住民投票を実施することができる。 ・ 住民投票を実施する際は、議会及び市長は、住民の適切な判断が可能となるよう、必要な情報を公平、公正に、かつ、住民に分かりやすく提供するよう努めなければならない。 ●（住民投票の結果の尊重） <ul style="list-style-type: none"> ・ 議会及び市長は、住民投票の結果を尊重するものとする。 	<p>（住民投票）</p> <p>第19条 市は、市政に関する重要な案件について、住民の意思を確認するため、案件ごとに別に条例で定めるところにより、住民投票を実施することができます。</p> <p>2 市は、住民投票を実施する際は、住民が適切に判断できるよう、必要な情報を公平、公正に、かつ、住民に分かりやすく提供するよう努めなければならない。</p> <p>3 市は、住民投票の結果を尊重しなければならない。</p>
<p>【考え方・解説】</p> <p>ア 住民は、市長と議員を選挙により選びますが、白紙委任をしているわけではありません。住民の生命や健康、環境・景観等を著しく害し、または財政的に将来にわたって大きな負担となるなど、住民の生活に大きな影響を与え、かつ、賛否が分かれる問題について、住民の意思を確認するためには、必ずしも選挙によらず、議会及び市長が住民投票を活用することも重要な選択肢の一つと考えます。</p> <p>イ 住民投票は、争点に対する賛成または反対の意思を住民が直接示すことのできる方法ですが、一方で多数決ではなく様々な意見や主張を尊重して議論することも重要であるという考え方などもあり、（あくまでも二元代表制による間接民主制を補完するものであることを踏まえ、）住民投票の実施に関しては、まず、その案件について慎重かつ十分な議論を尽くす必要があります。</p> <p>ウ そして、住民投票を実施する際には、必要な情報を公平・公正に、かつ分かりやすく公表するなど、住民への十分な周知が重要です。</p> <p>エ 議会及び市長は、住民投票の結果を最大限に尊重しつつ、市民福祉の向上と市の健全な発展のため、自らの責任において判断しなければなりません。</p>	<p>【考え方・解説】</p> <p>第19条は、二元代表制による間接民主制を補完する役割を持つ住民投票について定めています。</p> <p>【第1項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 住民は、市長と議員を選挙により選びますが、白紙委任をしているわけではありません。住民の生命や健康、環境、景観等を著しく害し、または財政的に将来にわたって大きな負担となるなど、住民の生活に大きな影響を与え、かつ、賛否が分かれる問題について、住民の意思を確認するためには、必ずしも選挙によらず、議会及び市長が住民投票を活用することも重要な選択肢の一つと考えられます。 ○ 住民投票は、その案件に対する賛成または反対の意思を住民が直接示すことのできる方法です。その一方で多数決ではなく様々な意見を尊重して議論することも重要であるため、実施を決定する前に、議会及び市長は、その案件について住民の様々な意見を聴きながら慎重かつ十分な議論を尽くす必要があります。 ○ 住民投票の投票権者の範囲については、案件ごとに検討するのが適切と考え、案件ごとに別の条例で定めることとしています。なお、議会及び市長は、投票権者の検討に当たっては、住民投票は市政に関する重要な案件について実施するものであること、実施には多額の費用を要すること、また、外国人参政権に関する様々な意見があること等を踏まえ、住民の様々な意見を聴きながら慎重かつ十分に議論することが必要です。 ○ 住民投票の住民からの請求についても検討しましたが、請求権者の範囲（年齢や国籍の要件など）について、様々な意見を聴きながら、より専門的な見地から慎重に検討する必要があるとの結論に至りました。なお、地方自治法により、選挙権を有する者は、その総数の50分の1以上の者の連署をもって市長に対し条例の制定改廃の請求をすることができるとされており、これにより、住民のうち選挙権を有する者は、住民投票の実施に関する条例の制定を請求することができます。 <p>【第2項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 住民投票を実施する際には、必要な情報を公平、公正に、かつ分かりやすく公表するなど、住民が適切に判断できるよう、十分な周知が重要です。 <p>【第3項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 議会及び市長は、住民投票の結果を最大限に尊重しつつ、豊かで暮らしやすい地域又は社会をつくるために、自らの責任において判断しなければなりません。

中間報告	最終報告（案）
<p>⑦ 総合振興計画</p> <p>【条例案骨子】</p> <p>●（総合振興計画の策定等）</p> <ul style="list-style-type: none"> 市長は、市政の総合的かつ計画的な運営を行うため、総合振興計画を策定し、公表しなければならない。 市長は、総合振興計画の策定に当たっては、積極的に市民の参加を求めなければならない。 市長は、総合振興計画の実施状況を定期的に確認するとともに、公表しなければならない。 市長は、社会経済情勢や市民ニーズ等の変化に柔軟に対応するとともに、必要に応じて総合振興計画の見直しを行うものとする。 	<p>第3章 市民と市がともに進めるまちづくり</p> <p>第3節 市民のための市政運営</p> <p>（総合振興計画）</p> <p>第20条 市は、目指すべき市の将来都市像を示し、市政を総合的かつ計画的に運営するための最も基本となる計画（以下、総合振興計画といいます。）を策定しなければなりません。</p> <p>2 市は、総合振興計画の策定及び見直しに当たっては、市民参加により行わなければなりません。</p> <p>3 市は、総合振興計画の実施状況を定期的に確認するとともに、市民に分かりやすく公表しなければなりません。</p> <p>4 市は、総合振興計画の実施に当たっては、社会の変化に柔軟に対応するとともに、必要に応じて総合振興計画の見直しを行うものとします。</p>
<p>【考え方・解説】</p> <p>ア 現在、市町村には、総合的な基本構想を議会で議決し、これに即して行政を運営するように、地方自治法で義務付けられています。</p> <p>＜参考＞地方自治法</p> <p>第2条第4項 市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行なうようにしなければならない。</p> <p>イ これに基づき、市では、将来都市像を掲げる「基本構想」を定めているほか、基本構想に基づき各行政分野の施策を総合的、体系的に示す「基本計画」、基本計画に基づき具体的な事業を示す「実施計画」を定めています。</p> <p>ウ 一方、国では、地方分権を推進するため、法律による義務付けの見直しを進めており、基本構想の策定についてもその対象となっているため、義務付けが廃止された場合には、基本構想は策定しなくてもよいことになります。</p> <p>エ しかし、市民福祉の向上と市の健全な発展のためには、総合振興計画を策定し、計画的に市政を運営することの重要性に変わりはないと考え、この条例の中で、明確に位置付けることが必要と考えます。</p> <p>オ 総合振興計画の策定に当たっては、その重要性から、多様な市民意見を反映し、市民の理解を得ることができるよう、策定過程への市民参加の促進、及び公表にも重点を置くべきであると考えます。</p> <p>カ 策定後についても、総合振興計画が着実に実施されているか、その状況を定期的に確認し、市民に広く周知していくことが必要です。</p> <p>キ ただし、近年の社会経済情勢の変化はめまぐるしく、総合振興計画と言えども、状況に応じた柔軟な対応、見直しが求められます。</p>	<p>【考え方・解説】</p> <p>第20条は、市政運営の最も基本となる計画である総合振興計画の策定等について定めています。</p> <p>○ 総合振興計画とは、長期的な展望に基づいて、目指すべき市の将来都市像を示すとともに、市政を総合的、計画的に運営するために、各分野における計画や事業の指針を明らかにするものです。</p> <p>○ 現在、市では、将来都市像を掲げる「基本構想」を定めているほか、基本構想に基づき各行政分野の施策を総合的、体系的に示す「基本計画」、基本計画に基づき具体的な事業を示す「実施計画」を定めています。</p> <p>【第1項】</p> <p>○ 地方自治法の一部を改正する法律（平成23年法律第35号）（平成23年8月1日施行）により、法律による基本構想の策定の義務付けが廃止されましたが、長期的展望に基づいて市政を総合的、計画的に運営するためには、その核となる総合振興計画の策定が必要と考え、本条例において規定するものです。</p> <p>【第2項】</p> <p>○ 市長は、総合振興計画の策定及び見直しに当たっては、その重要性から、多様な市民意見を反映し、市民の理解を得ることができるよう、市民参加により行わなければなりません。</p> <p>【第3項】</p> <p>○ 市長は、策定後についても、総合振興計画が着実に実施されているか、その状況を定期的に確認し、市民に分かりやすく公表しなければなりません。</p> <p>【第4項】</p> <p>○ 近年の社会の変化はめまぐるしく、総合振興計画といえども、状況に応じた柔軟な対応と見直しが求められます。</p> <p>○ ここでの「社会の変化」とは、政治や経済の情勢の変化、少子高齢化、グローバル化など、多様な社会の変化を意味します。</p>

中間報告	最終報告（案）
<p>⑧ 財政運営</p> <p>【条例案骨子】</p> <p>●（健全な財政運営）</p> <ul style="list-style-type: none"> 市長等は、効果的かつ効率的な市政運営、必要な財源の確保、市の財産の適切な管理及び効率的な運用に努めることにより、中長期的視野に立った財政の健全性の確保を図らなければならない。 議会は、市の意思決定を行うに当たっては、中長期的視野に立った財政の健全性の確保を十分に考慮しなければならない。 市長等は、透明性の確保及び財政状況に関する市民意識の向上を図るため、財政状況に関する情報を市民に分かりやすく公表するよう努めなければならない。 市民は、市の財政状況について、自らの、また、将来世代の生活に関わる問題として理解し、行動するよう努めるものとする。 	<p>（健全な財政運営）</p> <p>第21条 市は、効果的かつ効率的な市政運営、必要な財源の確保、財産の適切な管理及び運用等により、中長期的な視点から財政の健全性の確保を図らなければなりません。</p> <p>2 市は、財政運営に関する透明性の確保及び市民の理解の促進を図るため、毎年度の予算及び決算その他財政状況に関する情報を市民に分かりやすく公表するよう努めなければなりません。</p> <p>3 市民は、市の財政状況について、自らの、又は、将来世代の生活に関わる問題として関心を持つよう努めるものとします。</p>
<p>【考え方・解説】</p> <p>ア 長引く経済不況、少子高齢化の進行による人口構造の変化に伴い、行政需要の拡大や税収減など、市の財政は厳しい状況が続くと考えられます。</p> <p>イ このような状況において、市民福祉の向上と市の健全な発展のため、また将来世代に過大な負担を強いることのないようにするためには、健全財政の確保・維持が重要です。</p> <p>ウ 地方自治体の財政運営については、地方財政法が定められており、地方財政の健全性を確保し、地方自治の発達に資することを法律の目的としています。</p> <p>エ 近年、一部の地方自治体の著しい財政悪化が明らかになったように、地方自治体には健全な財政を維持する経営能力が問われており、平成21年4月には、地方自治体の財政状況を統一的な指標で明らかにし、財政の健全化や再生が必要な場合に迅速な対応をとるための「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が施行され、健全化や再生が必要とされた地方自治体には計画策定の義務付けや国等の関与がなされることなどが規定されています。</p> <p>オ 財政状況の公表については、地方自治法243条の3に規定されていますが、単に公表するだけでなく、市民に分かりやすく公表することが求められます。</p> <p>＜参考＞地方自治法</p> <p>第243条の3 普通地方公共団体の長は、条例の定めるところにより、毎年二回以上歳入歳出予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金の現在高その他財政に関する事項を住民に公表しなければならない。</p> <p>カ 市の財政状況についての透明性の確保を徹底することにより、市民は財政状況のチェックができ、それが悪化するおそれがある場合には、より早い段階での対応が可能となると考えます。</p> <p>キ また、市民にも、自らの社会的な行為が市の健全財政に結びつくことを意識するとともに、財政運営について中長期的な視点を持って考えることが求められます。</p>	<p>【考え方・解説】</p> <p>第21条は、市の健全な財政運営について定めています。</p> <p>○ 長引く経済不況、少子高齢化の進行による人口構造の変化に伴い、行政需要の拡大や税収減など、市の財政は厳しい状況が続くと考えられます。このような状況において、地方公共団体には健全な財政を確保していく経営能力が問われています。</p> <p>【第1項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市長は、豊かで暮らしやすい地域または社会を実現するため、また将来世代に過大な負担を強いることのないようにするために、中長期的な視点から健全財政の確保を図らなければなりません。 ○ 議会は、市の意思決定を行う際には、健全財政の確保に留意しなければなりません。 <p>【第2項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 現在、地方自治法に基づくさいたま市財政状況の公表に関する条例により、財政状況の公表が行われていますが、市長は、単に公表するのではなく、市民が関心を持ち、財政状況の確認ができるよう、市民にとって分かりやすく公表するよう努めなければなりません。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>＜参考＞地方自治法</p> <p>第243条の3 普通地方公共団体の長は、条例の定めるところにより、毎年二回以上歳入歳出予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金の現在高その他財政に関する事項を住民に公表しなければならない。</p> </div> <p>【第3項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市民にも、財政運営について中長期的な視点からより積極的に関心を持ち、考える（自分の払っている税金がどのように使われているのか、税金の使われ方は適切か、自らの行動が市の財政にどのような影響を与えるのか、など）ことが求められます。

中間報告	最終報告（案）
<p>⑩ 行政評価</p> <p>【条例案骨子】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●（行政評価の実施） 市長等は、効果的かつ効率的な市政運営を行うとともに、市政の透明性を確保し、市民への説明責任を果たすため、行政評価を実施する。 ●（行政評価への市民参加） 市長等は、行政評価の実施に当たっては、市民から意見を聴く、または市民による評価を実施するなど、市民参加の方法を取り入れるよう努めるものとする。 ●（評価結果の公表及び事業等への反映） 市長等は、行政評価の内容及び結果について、市民に対して分かりやすく公表するとともに、行政評価の結果を事業等に反映させるよう努めるものとする。 	<p>（市の取組の評価）</p> <p>第22条 市は、効果的かつ効率的に市政を運営するとともに、市政運営の透明性を確保し、市民への説明責任を果たすため、市の取組について評価を実施しなければなりません。</p> <p>2 市は、前項の評価の実施に当たっては、市民参加の促進推進に努めるものとします。</p> <p>3 市は、第1項の評価の内容及び結果について、市民に分かりやすく公表するとともに、評価の結果を市政に反映するよう努めなければなりません。</p>
<p>【考え方・解説】</p> <p>ア 「行政評価」とは、事業などの行政活動について、有効性、効率性等の観点から評価することを言います。概要</p> <p>イ 長引く経済不況の中で、税収の増加は期待できず、一方で、少子高齢化の進行などもあって行政需要は増大し続けており、当分の間、厳しい財政運営が求められることが見込まれます。市民の生活も厳しさを増す中で、貴重な税金は適切に使われるべきと考えます。</p> <p>ウ そこで、効果的、効率的な市政運営を実現するためには、市の事業等の妥当性や費用対効果等を検証し、評価する仕組みを設けることが不可欠です。</p> <p>エ 現在、市では「1円たりとも税金を無駄にしない」ための取組を進めていますが、今後は、その取組をより一層推進していくことが求められます。</p> <p>オ 税金がどれだけ有効に使われたかについては、市民の関心も高く、市長等は、積極的に、かつ市民に分かりやすく評価結果を公表するよう努める必要があります。</p> <p>カ また、市民意見の反映や客観性の向上のため、市長等は、行政評価への市民や有識者など第三者の参加を積極的に推進するよう努めなければなりません。</p> <p>キ 行政評価の結果により、費用対効果の低い事業等の見直しは必須です。中には、見直しによる影響を考慮すると直ちに評価結果を反映することが難しいものもあると考えますが、市長等は、その課題を解決し、市政に反映させるよう努めなくてはなりません。</p> <p>ク また、市長等のみの努力ではその目的を達成することができない事業等もあり、行政評価の結果を議会も市民も尊重し、皆で考えることが大切です。</p> <p>ケ 職員は行政評価の重要性を理解するとともに、他の部署の評価結果も参考にするなど、常に事業等の見直しに努めるものとします。行政評価の結果を事業等に反映させ、その効果を検証・実践することが、職員の意識改革にもつながると考えます。</p>	<p>【考え方・解説】</p> <p>第22条は、市の取組に関する評価について定めています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ここでの「評価」とは、事業など市の取組について、有効性、効率性等の観点から評価すること（いわゆる「行政評価」）をいいます。 <p>【第1項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 効果的かつ効率的に市政を運営するためには、市の取組が有効に機能しているか、効率的に行われているか、市が行うことが妥当かなどを評価し、その結果に基づいて改善（充実、縮小、廃止など）していく仕組みが不可欠です。これを適切に行うことによって、市民への説明責任を果たし、市政運営の透明性の確保が可能となります。現在でも様々な方法により評価が行われていますが、今後はより一層充実していくことが求められます。 <p>【第2項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 評価の実施に当たっては、市民意見の反映や客観性の向上のために、市民や学識経験者など第三者の参加が求められますが、市民自治を確立するため、ここでは特に市民参加の積極的な推進について定めています。 <p>【第3項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 税金がどれだけ有効に使われたかについては、市民の関心も高く、市長は、積極的に、かつ市民に分かりやすく評価結果を公表するよう努めなければなりません。 ○ 評価の結果については、市政に反映するよう努めなければなりません。評価の結果、費用対効果が低いと評価された取組に関しては見直しを行う必要があります。中には、見直しによる影響を考慮すると直ちに評価結果を反映することが難しいものもあると考えますが、市長その他の執行機関は、その課題を解決し、市政に反映させるよう努めなくてはなりません。 ○ 市長その他の執行機関のみの努力ではその目的を達成することができない取組もあり、評価の結果を議会も市民も皆で考えることが大切です。 ○ 職員は評価の重要性を理解するとともに、他の部署の評価結果も参考にするなど、常に事業など市の取組の見直しに努めるものとします。評価の結果を市の取組に反映させ、その効果を検証していくことが、職員の意識改革につながると考えます。

中間報告	最終報告（案）
<p>⑨ 監査</p> <p>【条例案骨子】</p> <p>●（監査の実施及び運用）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 監査委員は、適正で、合理的かつ効率的な行政運営を確保するため、市の財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理等について監査を行う。 ・ 市長は、適正で、合理的かつ効果的な行政運営を確保するため、外部監査人による監査を実施しなければならない。第1項？ ・ 監査委員及び外部監査人は、市民に問題点、改善点等が分かりやすいように監査結果に関する報告をまとめることに努め、監査委員はこれを公表しなければならない。 ・ 議会及び市長等は、監査結果に基づき、市政運営の向上に努めなければならない。 	<p>（監査の実施等）</p> <p>第23条 監査委員及び外部監査人（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の30第1項に規定する外部監査人をいう。以下同じ。）は、市の財務に関する事務の執行等について、適正に監査を行わなければならない。</p> <p>2 監査委員及び外部監査人は、市民に問題点、改善を要する点等が分かりやすいように監査結果に関する報告をまとめることに努め、監査委員はこれを公表しなければならない。</p>
<p>【考え方・解説】</p> <p>ア 監査については、地方自治法等で具体的に規定されていますが、この条例であらためて監査の制度を明記し、その重要性と適正な遂行を確認するものです。</p> <p>イ 監査委員は、地方自治体の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理や、市長等の事務を監査するために設置される機関であり、行政サービスが適法であるか、能率良くなされているか、更に、不正がないかなど、幅広い観点から独立した立場で監査や検査を行い、市民に問題点、改善点等が分かりやすいようにその結果を公表しなければなりません。また、市長等は、監査結果を踏まえて検討し、必要な措置を講じるよう努めなければなりません。</p> <p>ウ 監査委員が行う監査等は、地方自治法等の規定により、定期的に行うものとして「定期監査」、「工事監査」、「例月現金出納検査」、「決算審査」、「健全化判断比率等審査」があり、必要があると認めるときに行うものとして「行政監査」、「財政援助団体等監査」があります。また、市民からの請求に基づいて行われる「住民監査請求監査」などがあります。</p> <p>エ また、外部監査制度についても、適正で、合理的かつ効率的な行政運営を確保するため、監査委員による監査とは別に、地方自治法で定める「外部監査制度」を活用し、外部監査を実施することを確認的に規定するものです。</p>	<p>【考え方・解説】</p> <p>第23条は、監査委員※1及び外部監査人※2による監査制度について定めています。</p> <p>○ 監査制度に関しては地方自治法等で具体的に規定されていますが、本条例であらためて明記し、その重要性と適正な遂行を確認するものです。</p> <p>※1 監査委員は、公正で、合理的かつ効率的な市政を確保するために、市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理や、市の事務を監査するために設置される執行機関です。</p> <p>※2 外部監査人とは、市長との外部監査契約に基づいて市の財務の監査を行う外部の専門的な知識を有する者（弁護士、公認会計士等）をいいます。</p> <p>【第1項】</p> <p>○ 監査委員及び外部監査人は、行政サービスが適法であるか、能率良くなされているか、更に、不正がないかなど、幅広い観点から独立した立場で適正に監査を行わなければならない。</p> <p>○ 監査委員が行う監査は、地方自治法等の規定により、定期的に行うものとして「定期監査」、「工事監査」、「例月現金出納検査」、「決算審査」、「健全化判断比率等審査」があり、必要があると認めるときに行うものとして「行政監査」、「財政援助団体等監査」があります。また、市民からの請求に基づいて行われる「住民監査請求監査」などがあります。</p> <p>○ テーマを選定して行う「行政監査」では、多様な分野から偏りなくテーマを選定することも大切ですが、多くの市民が関心を持っているなど社会的な要請を踏まえてテーマを選定することも求められます。</p> <p>【第2項】</p> <p>○ 監査委員及び外部監査人による監査結果に関しては、市政に対する市民の関心を高めるため、市民が問題点や改善を要する点を理解できるよう、わかりやすく報告をまとめることに努め、監査委員はこれを公表しなければなりません。</p>

中間報告	最終報告（案）
<p>⑫ 市の発展のための法務</p> <p>【条例案骨子】</p> <p>●（市の発展のための法務）</p> <ul style="list-style-type: none"> 議会及び市長等は、地域や市の課題解決のため、自らの責任において、法律、条例、規則など法令等の適正な解釈及び柔軟な運用を行うとともに、必要に応じて条例や規則等の制定、改正または廃止を行うものとする。 	<p>（法務）</p> <p>第24条 市は、地域又は社会の課題の解決のため、自らの責任において、法令等の適正な解釈及び運用を行うとともに、必要に応じて条例、規則等の制定、改正又は廃止を行わなければなりません。</p>
<p>【考え方・解説】</p> <p>ア 地方分権時代において、地方自治体の自由度、裁量権が拡大している中、今後、法務をより一層活用していくことが必要です。</p> <p>イ 地域や市の課題解決のために、地域や市の実情に即した法律、政令、条例、規則など法令等の適正な解釈や柔軟な運用を検討するとともに、法令等を市民福祉の向上と市の健全な発展のための手段として捉え、積極的に活用していくことが大切であると考えます。</p> <p>ウ また、地域や市の課題解決のために条例や規則等の制定を積極的に検討するとともに、既存の条例や規則等についても適宜改正または廃止を検討し、必要に応じて、これらを行っていくことが求められます。</p> <p>エ その際、現在の日本国憲法を頂点とする法体系においては、市の条例は、国の法令の範囲内において存在するものであることが前提となります。</p> <p>オ また、市民自治を推進し、市民の意思を尊重した市民のための市政を運営するため、議会や市長等は、地域や市の課題解決の方策について市民の意見等を聴いて検討し、法令等の適切な解釈、運用を行うとともに、適宜、条例や規則等の制定、改正、廃止を行うことが求められます。</p> <p>カ さらに、市民の暮らし等に大きく影響を及ぼすような条例の制定、改正、廃止に当たっては、市民参加の方法を活用することが必要です。</p>	<p>【考え方・解説】</p> <p>第24条は、法務（法律や条例などに関する事務）について定めています。</p> <p>○ 地方分権時代において、地方公共団体の自由度、裁量権が拡大している中、議会や市長その他の執行機関は、法務を豊かで暮らしやすい地域または社会を実現するための手段として捉え、地域や市の課題解決の方策について市民や専門家等の意見を聴き、実情を踏まえた上で、自らの責任において、法令等の適正な解釈、運用を検討するとともに、条例や規則等の制定、改正または廃止について積極的に検討し、適宜、取り組んでいく必要があります。</p> <p>○ 特に、市民生活に大きく影響を及ぼすような条例の制定改廃に当たっては、市民参加の方法を積極的に活用すること、及び、制定改廃について、市民に対する説明責任を果たすことが必要です。</p> <p>○ なお、現在の日本国憲法を頂点とする法体系においては、市の条例は、国の法令の範囲内において存在するものであることに留意が必要です。</p>

中間報告	最終報告（案）
<p>⑬ 危機管理</p> <p>【条例案骨子】</p> <p>●（危機管理）</p> <ul style="list-style-type: none"> 議会及び市長等は、危機（市民の生命、身体及び財産に重大な被害を及ぼす、またはそのおそれのある災害、事件、事故など緊急の事態をいう。以下同じ。）に対する市民の生命、身体及び財産の保護、市民生活の安心と安全を守ることを目的として、次に掲げることに努めなければならない。 <ol style="list-style-type: none"> （１）「自助」、「共助」、「公助」の考え方及び危機管理対策について市民へ周知及び啓発を行うこと。 （２）市民や関係機関と危機管理に関して積極的に協議し、または相互に協力し、適切な対応を準備すること。 （３）危機発生の予測・予知、被害の未然防止・回避・軽減、危機の再発防止を図ること。 （４）被害者の救済など危機の収拾を図ること。 <ul style="list-style-type: none"> 市長等は、危機発生時には、その情報を速やかに収集、発信し、市民及び地域とともに迅速かつ効果的な対応を図らなければならない。 	<p>（危機管理）</p> <p>第２５条 市は、危機（市民の生命、身体及び財産に重大な被害を及ぼし、又はそのおそれのある災害、事件、事故等緊急の事態をいう。以下同じ。）から市民の生命、身体及び財産を保護し、市民生活の安全及び安心を守るため、迅速かつ的確な対応を図らなければなりません。</p> <p>２ 市は、危機に備えるため、次のことに取り組みなければなりません。</p> <ol style="list-style-type: none"> （１）市民が自ら、又は互いに協力して危機に備えることの必要性の周知及び啓発を積極的に行うこと。 （２）市民及び関係機関との連携により、適切な体制の整備及び対策の準備並びにこれらの見直しを適宜行うこと。 <p>３ 市民は、自ら、又は互いに協力して、危機に備えるとともに、危機が発生した際は、安全及び安心の確保に努めるものとします。</p>
<p>【考え方・解説】</p> <p>ア 「危機」とは、市民の生命、身体及び財産に重大な被害を及ぼす、またはそのおそれのある災害、テロ、感染症、環境汚染などの緊急の事態を意味します。</p> <p>イ 危機の発生時に市民の安心・安全を確保することは、市における最重要課題です。</p> <p>ウ 市民、議会、市長等は、危機の予防及び危機への備えを十分に行い、危機発生時には被害の軽減及び被害者の救済や被害の回復など事態の収拾、再発防止に努める必要があります。</p> <p>エ 危機への対応に関しては、市長等の努力だけでは限界があり、様々な危機が想定される中で、市民や関係機関と協議し、連携していくことが必須です。「さいたま市危機管理指針」においても、「市は、国、他の地方公共団体、その他の関係機関等と相互に連携・協力し、危機に関する対策を総合的に推進する責務を有する。」とされています。２号</p> <p>オ 特に、危機への対応に関しては「自助・共助・公助」の考え方が大切です。</p> <ol style="list-style-type: none"> （１）まず、市民は「自分の身は自分で守る」といった「自助」の精神に立って、防災など危機に対する正しい知識と危機意識を持ち、危機に備えることが必要です。 （２）次に、地域による危機対応力の向上を図るために、「自分たちのまちは自分たちで守る」という、相互扶助や連帯の発想、つまり「共助」の精神の醸成が必要です。地域の日常的なコミュニケーションが災害等の対策の基本であり、また、地域における事前の準備として、近隣住民の状況の把握や防災訓練、防災ボランティアコーディネーターの育成などが求められます。 （３）そして、議会や市長等は、市民による「自助」、地域による「共助」の活動を推進するための支援と危機管理体制の強化（公助）に努めなければなりません。危機管理に関しては、危機発生時の対応計画の策定と組織横断的な体制の整備（見直しを含む。）及びその情報の公開、危機発生時の想定に基づくハザードマップ（災害予測図）をはじめとする地域情報など必要な情報の提供、市民との情報共有などが必要です。 <p>カ また、危機発生時には、迅速かつ的確な対応を図るため、市長をトップとする指揮命令系統のもと、市民や地域に協力を求めながら、連携していくことが重要と考えます。</p>	<p>【考え方・解説】</p> <p>第２５条は、危機管理における市の責務や市民の役割について定めています。</p> <p>○ 本条例で定める危機とは、市民の生命、身体及び財産に重大な被害を及ぼし、またはそのおそれのある災害、テロ、感染症、環境汚染などの緊急の事態を意味します。</p> <p>【第１項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 危機の発生時に市民の安全・安心を確保することは、市における最重要課題です。 ○ 議会及び市長その他の執行機関は、危機発生時には被害の軽減、被害者の救済、被害の回復など事態の収拾に全力をあげて取り組むとともに、再発防止を図らなければなりません。 ○ 危機発生時には、迅速かつ的確な対応が不可欠です。そのため、市長をトップとする指揮命令系統のもと、刻一刻と変化する状態の中、適切に情報を収集し、市民に向けて的確に発信しつつ、市民や関係機関と連携、協力していくことが重要と考えます。 <p>【第２項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市長その他の執行機関は、平時には危機の予防及び危機への備えを十分に行う必要があります。 <p>（第１号）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民は、防災など危機に関する正しい知識と、「自分の身は自分で守る」「自分たちのまちは自分たちで守る」という意識を持ち、相互扶助や連帯の発想のもと、危機に備えることが必要です。そのため、市長その他の執行機関は、危機管理に関する周知及び啓発に積極的に取り組まなければなりません。 <p>（第２号）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市長その他の執行機関は、危機に対する組織横断的な体制の整備及び危機管理に関する計画の策定など対策の準備、かつ、これらの見直しを適宜行っていかなければなりません。 ・ 様々な危機がある中で、市長その他の執行機関は、市民や関係機関と協議し、連携して、危機に備える必要があります。そのため、危機への対策など広く周知に努め、ハザードマップ（災害予測図）をはじめとする地域情報など必要な情報を市民や関係機関に提供し、共有を図っていくなど、必要な支援を行っていくことが求められます。 <p>【第３項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市民も、平時から危機に備えることが必要です。 ○ 地域の日常的なコミュニケーションが災害等の対策の基本であり、また、地域における事前の準備として、近隣住民の状況の把握や防災訓練、防災ボランティアコーディネーターの育成などが求められます。 ○ 危機発生時には、情報の錯綜や混乱が考えられます。その中で、市民は、お互いに助け合い、協力して対応することが重要です。

市民から寄せられた意見

自治体における情報公開（知る権利）と市民参加（意見表明権）の推進に取り組んでいる市民団体として、「中間報告」に対して次のとおり意見を述べます。

【意見の趣旨】

「●（情報公開の総合的な推進）」（中間報告20ページ）について～用語の追加～

≪中間報告≫ 「情報提供及び情報開示による情報公開の総合的な推進に努めるものとする。」

≪修正意見≫ 「…（市の諸活動に関する情報の）開示と公表の義務を果たすとともに、積極的な提供に努めなければならない。」

【意見の理由】

- ① 自治体における情報公開制度はつぎのような発展過程を経ています。
 - 第1段階 （1982年～）開示義務制度の導入と拡充
 - 第2段階 加えて、任意提供制度の導入と拡充
 - 第3段階 加えて、公表義務制度の導入と拡充
- ② さいたま市の現在の情報公開条例（2010年6月改正）は、第2段階の中位水準にあるといえます（改正前の条例は、政令市の中で最低水準でした。例、「知る権利」規定なし）。
- ③ 全国的に見て第3段階にある自治体は、都道府県では東京都（2000年1月）・埼玉県（2001年4月）・神奈川県（2010年6月）等であり、政令市では福岡市（2002年7月）です。
- ④ 今後、多くの自治体情報公開条例は第3段階へ確実に移行するものと思われます。
- ⑤ 参考に、福岡市情報公開条例〔省略〕と同パンフレット〔省略〕を提出します。パンフレットの2ページ目にたいへん分かりやすい説明が掲載されています。

以上、1名（市民団体）の方からの意見（一部要約）

■自治基本条例意見交換会 最終報告に反映すべき内容のまとめ一集成 110809現在

※下線部分が前回からの主な修正・追加点

条例の項目	意見交換・アンケートでの主な意見	最終報告への反映の方向
1-①条例の目的	<ul style="list-style-type: none"> ・「幸せ」は抽象的、「安心安全な」とすべき(西) ・「高齢者も元気で暮らせる」を入れて欲しい(北) ・「新しい公共」という考え方を担保し、その拠り所となる条例(職員) ・アライバづくりの条例にならないで(サポセン) ・理念だけでなく、<u>手続まで踏み込むべき(職員-2)</u> ・課題解決に役立つのみでなく、「<u>幸せを実感</u>」を大事にしてほしい(まちプラン) 	<p>○「新しい公共」は、「市民自治」の一部の概念と考え、必要な場所で使うこととする</p> <p>○<u>目指すべきまちの姿をいかに表現するか、再検討</u></p>
1-③用語の定義	<ul style="list-style-type: none"> ・「市民自治」にもっとクリエーションする意味合いをいれた方がよい(南区) ・「市民自治」と「新しい公共」は同じことではないのですか(南) ・「まちづくり」と「市政」の関係を明確に示すことが必要(職員) ・「まちづくり」は都市計画的な意味にとられがち(住環ネット) ・まちづくりは、土木・建築の分野のことではないことを明確に記すべき(浦和) ・市民の範囲が広すぎる(職員/岩) ・「市民」の中に「通勤、通学者」は入れるべきでない(北) ・他市の方も市民というのは時と場合による(岩槻区民会議) ・団体も含めて市民の定義するなら論理的な整理が必要(サポセン) ・市民になろうとしている人が市民(サポセン) ・まちづくりに関われない人、声に出せない人を市民から排除しないようにしてほしい(サポセン/ケアハンズ) ・市民意識(公共的な意識)がない市民は市民ではないのか。(サポセン) ・「市民」には「子ども」も含める(岩) ・住民の定義はないのか(岩槻コミ連) ・市民、住民の定義の明確化と使い分けが必要(岩) ・まず住民を中心とし、他を全く同じように考えるのはいかがか(桜) ・住環境を考える立場からは、「市民」より「住民」が重要(住環ネット) ・市民の定義を「住民、団体」と行政と議会の三者にしたほうがよい(南) ・市民とは個人なのか、自治会などのまとまりなのか(それいゆ) ・市長等より「行政」という表現を使ってはどうか(岩槻コミ連) ・市、市長等が分かりにくい、「行政」の方がよい(緑) ・「市」の定義を明確に、市民を含むかどうか(ケアハンズ) ・市長が市の代表なのか(緑) ・用語について、もっと深く議論・検討してもらいたい(浦和) 	<p>○市民に分かりやすく、誤解を生む恐れのない用語の選択が必要</p> <p>○「市」の定義、使い方について疑問を持つ人が多い</p> <p>○「市民」の定義については、違和感を持つ人が多い。丁寧な説明が必要。→住民が中心であるとともに、まちづくりに関わりを持ってほしい主体として広く捉えていること</p> <p>○文章だけでなく、図解があると互いの関係が分かりやすい →解説に</p>
1-②自治の基本理念	<ul style="list-style-type: none"> ・「市民自治」と「新しい公共」はどういう関係にあるのか(南) ・理念は高い方がよい(北) ・自主的・自立的・自発的に行動することが人間の基本(ケアハンズ) ・「市民自治」という場合に、市民の自治の範囲はどこまでなのか。個人としての市民の力には限界がある(浦和) ・様々な意見のあることを多くの人を知っていくことが市民自治の基本(職員-2) 	<p>○「新しい公共」は、「市民自治」の一部の概念と考える</p> <p>○「市民自治」の概念がよく理解されていない。市民だけでやる自治ではないことなど、誤解のないようにしっかりと説明することが必要</p>
1-④条例の位置付け	<ul style="list-style-type: none"> ・自治基本条例に基づいた、既存の個別条例の見直し、運用の改善が必要(住環ネット) ・本条例は各条例の幹となる、市の憲法。各条例との関連をどうとっていくのか(中央) 	<p>○既存の条例・規則等についても、遡及して自治基本条例に合わせる見直しを行うかどうか、「<u>運用</u>」に触れるだけで十分か →要検討</p> <p>○7.条例の運用の項との書き分け</p>
2-①～③市民の権利と責務	<ul style="list-style-type: none"> ・責務を果たすべき動機づけが必要(南) ・市政に参加するとこんなに生活がよくなるという意義付けをするべき(南区) ・市民の知る権利、意見を言う権利を保障するために行政、議会は働かねばならない。市民の責務は、行政、議会の監視である(南) ・移動する権利(桜) ・権利の乱用を是非控えてほしい(南) ・義務を負う人は少ない(北) ・自治の担い手としての人づくりが重要(西) ・権利と義務を明確にしたい(岩槻区民会議) 	<p>○声を出せない人も市民自治に関わる権利を持っていることを表現したい。</p> <p>○市民の責務については、「努めるもの」としてではなく、市民が市民に呼びかけるような言い方に出来ないか。一方でしっかりと責務を記述すべきという意見も多い。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・二元代表制を基本として市民の意見を反映させるとしているが市民の権利を強化するために三元代表制を検討すべき(岩槻区民会議) ・「事業者」の定義、あるいは適切な用語が必要(住環ネット) ・事業者の定義が必要。NPOも事業者(サポセン) ・企業も市民に含めて、住民の権利が保護できるのか(住環ネット) ・市民相互の対等性を謳うべき(サポセン) ・声に出せない人も一緒に市民社会をつくっていくべき(サポセン) ・他者のことを考えない市民活動を行わないようにする規定がほしい(サポセン) ・市民のことを考えないのも市民の自由か(サポセン) ・さいたまは住みやすいので市民意識が薄い(サポセン) ・市民意識・市民活動が成熟していないのに責務を押し付けられると重い(サポセン) ・市民意識の底上げが重要(サポセン) ・治安の維持をいれてもらいたい(南) ・納税率を高めるべき(北) ・現代は、権利の主張、要求が増大強すぎる。責任について自覚せよ(岩) ・レベルアップしながら「責務」をはたす市民でありたい(桜) ・子ども、青少年の「自治の担い手」としての能力が「育っていく環境」を入れてほしい(桜) ・大学生には企業や市役所の人たちと意見交換する場がない(学生) ・長期的に意識啓発の活動を続けていくことが必要(学生) ・若い世代は冷めている。成功例があれば動くのではないか(学生) ・小学生でも、参加したことによって成功したという体験をさせることが大切(学生) ・自治の担い手として、高齢者にも触れるべき(浦和) ・市民にかかってくる負担が大きい(中央) ・権利ばかり主張する時代、責務についても遠慮せずに規定すべき(浦和) ・市民は、より積極的に市政参加する責務を果たすべき(浦和) ・多くの市民が自治の担い手であることを意識するだけで改革は進む(職員-2) ・自治の担い手としての人づくりには、もっと踏み込んでもよい(職員-2) ・市民の責任の記述が弱い(職員-2) ・選挙で投票することを責務として書くべき(職員-2) ・市民が責務を果たすには、グループや団体に参加して活動することが大事。そのための機会の提供や話し合う場所の提供が必要(まちプラン) 	<p>○「事業者」の定義、あるいはより適切な用語の使用が必要。企業が主たる対象だが、非営利的な団体も含まれる</p> <p>○「自治の担い手としての人づくり」の項は、本条例の特徴としてしっかり記述</p>
<p>3-①・②議会・議員の役割と責務</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・票にとらわれない正しい活動を目指してほしい(南) ・所属する政治団体や地元の利益に固執しない品格を持つべき(南) ・市民から選ばれたという責任の上で活動する(南) ・議員はもっと地域住民の願いや意見を聴いてほしい(岩) ・普段の意見交換が必要(北) ・議会が出向いて市民と直接接する場を設けることが必要(緑) ・議員も市職員も「市民」に一部であるなら、自分の立場をどのように考えて行動するべきか(南) ・議会の活性化が問われている(北) ・旧市の意識を脱して能力の向上に努めることを明記(中央) ・市民は議会・市長に白紙委任しているのではないが、問われているのは市民(サポセン) ・議会基本条例では、「参加」ではなく「参画」という言葉を使っている(議会) ・市民と行政の間に議会を位置づけるべき(見) ・議会は市民と行政の間に割り込む姿勢が必要(緑) ・市民との活発な意見交換についての機会をセッとし、提案等を求めるスタンスが必要(浦和) 	<p>○可能なかぎり、議会基本条例の記述に合わせる必要がある</p> <p>○議会と市民のより密接な関係の構築への声は大きい。議会基本条例(特に市民の議会の項)の趣旨に沿って、一歩踏み込んだ記述を行うべき。</p>
<p>4-①・②市長・職員の役割と責務</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の意識改革が必要である。職員が守るべき事は書いてあるが、更に行政の質の向上を謳うべきである(大) ・行政職員の意識改革が最も重要(住環ネット) ・自治基本条例を知らない職員、関心の薄い職員が多い(職員) ・市民を受け止めよ。有効な意見交換が出来るようにしてほしい(桜) ・市民の声を取り入れる(南) ・これからは、市民と協働してまちづくり、課題解決に取り組むことが必要(職員) ・職員の市民自治への参加が少ない(北) ・職員の役割・責務の3つめに協働の文言を入れる(岩槻コミ連) ・行政職員はもっと市民と一緒に場に出てほしい(住環ネット) ・行政は開発企業の側に立っている(住環ネット) 	<p>○市民にとっては、自治を担う主体として職員への期待が極めて大きい</p> <p>○市民自治の主要な担い手として、職員の意識改革に働きかけ、やる気のある職員を元気づける記述にしたい</p> <p>○職員の責務として、市民と一緒に働くこと(協働を含む)に努めることを強調する</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の市民との協働への意識は全く足りない(岩槻コミ連) ・納税、財政を運用する責任や行政を公開する責任を負う(南) ・議員も市職員も「市民」に一部であるなら、自分の立場をどのように考えて行動するべきか(南) ・一部の職員も市民なのだから、市民と職員という表現はおかしい(南) ・市職員の役割と責務は削除(岩) ・市民の公僕であることを肝に銘じてほしい(岩/南) ・市長主体、職員主体の表現が多いが、関係機関との連携こそが大事(南) ・心のぬくもりを感じる市政、効率化推進を常に心がける市政(桜) ・市長＝行政ですか？(桜) ・市民にとっては職員の役割が極めて重要。「行政」の意味合いで「市長・職員等」を使うべき(住環ネット) ・市民は議会・市長に白紙委任しているのではないが、問われているのは市民(サポセン) ・議会には議会基本条例があるが、行政に対しては条例がない(見) ・お役所仕事からの脱却を(中央) ・職員サイドは積極的に市民の意見・提案を取り入れ、具体化していこうというスタンスに欠けている(浦和) ・自然環境のことなど職員が知らなすぎる。時代にあったテーマについて学んでいないと、市民と一緒に取り組める職員にならない(まちプラン) 	
5-②情報共有等	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の共有は必要だがどのような方法で実現するかが課題。裏付けは出来るのか(桜) ・情報共有を保障する根拠を明確化する(緑) ・情報を市長と共有することをどう具体化するのか(緑) ・情報共有、公開については、もっと義務付けを強めてよい(職員-2) ・良い情報だけでなく、悪い情報の提供も必要(北) ・職員が市民との話し合いの場に出てくることによって、有効な情報交換、情報共有が出来る(住環ネット) ・行政と開発企業との交渉経緯を公表することが必要(住環ネット) ・市のホームページの情報検索が大変使いづらい(南) ・メディアの有効活用について、もっと考えるべき(浦和) ・自治会などを通して情報を発信してほしい(岩槻区民会議) ・自治会等を用いた息の長い周知活動が必要(南) ・個人情報保護が情報を出さない理由になっている(中央) 	<p>○持っている情報を公開する以前に、情報を収集に努めることが必要(市民が求めている情報を知らないのでは困る)</p> <p>○市民の暮らしにとって重要な情報を公開することが必要(ある種の不都合な情報も含めて)</p> <p>○個人情報保護が、地域の課題解決の妨げにならないようにするには、どう書くべきか</p>
5-③市政への市民参加	<ul style="list-style-type: none"> ・意見の言える場があることが市政への参加だ(西) ・無関心な人が多い。参加しやすく、意識もてるアピールを(岩) ・評論家的な参加ではなく、全体を理解し責任ある参加を(南) ・自治会活動からの参加、コミュニティ活動を通じての参加、介護予防活動を通じての参加などいろいろある(桜) ・まちづくりに関われない人、声に出せない人を市民から排除しないようにしてほしい(サポセン) ・参加したくても参加できない人はどうすればいいのか(ケアハンズ) ・参加したくても参加できない人の意見を汲み上げていくことが必要(見) ・特定の人だけがいろいろな場面で参加することのないように(岩) ・市政との距離がありすぎて意見にならない(中央) ・個々の市民のつぶやきをどう活かしていくのか(それいゆ) ・市民が本当に望んでいる参加の機会を可能にする(西) ・具体性にかける。市民がどの段階で市政に参加できるのか具体的な説明がないと理解されない(大) ・政策の立案段階での市民参加の実効性の確保(岩/緑) ・参加を望んでいる市民に対して、そのヒントが欲しい(西) ・区民会議をもっと活性化させる(南) ・市民の意見をきちんと検討していく仕組みの規定が必要(岩) ・市民誰もが参加できる委員会を明文化する(北) ・市民が身近な問題を相談できる窓口を明確に(岩槻区民会議) ・行政が、任意団体をつなぐ行政の仕事、孤立している個人をつなぐ仕事をした上で、市政への市民参加が可能になる。このことを書き込んでほしい(南) ・「行政が市民自治を進める」と書くと、市民がまちづくりの主体のように感じられない(職員) ・まず選挙の投票率を上げる方策が必要(岩槻区民会議) ・若い人の関心を高める、そのためいろいろな意見を聞ける環境が必要(見) ・さいたま市の中での分権を考える(緑) ・市民の提案も制度化されないと有効にならない。そのため、市民がもっと議会とつながりを持つことが必要(浦和) 	<p>○まずは市民を主語にして「参加」を語り、そのために市のやることを書くべき</p> <p>○参加促進の方策として、行政側が外向いていって参加を可能にすることも考えてほしい(解説か)</p> <p>○これまで参加を行っていない個人としての市民が、市政に参加できるような配慮が必要</p> <p>○多様な市民の参加を保障するため、多様な手法を活用することを記述</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の官民組織だけでなく、潜在している力や人材を引き出す後押しを期待(浦和) ・市民の提案が、市政に具体化している実績を見せなければ、意欲ある市政参加は期待できない(浦和) ・声なき声を聞く努力が必要(浦和) ・<u>プレーヤースツェレ、ホールシステム・アプローチなど、様々な手法を組み合わせていくのがよい(職員-2)</u> ・<u>行政と同じテーブルで意見を闘わせる場を保障してほしい(まちプラン)</u> 	
5-④協働	<ul style="list-style-type: none"> ・やりやすい相手とだけの協働にならないように(サボセン) ・市民発の協働を(北) ・住みやすいまちづくりのための、課題把握について力を合わせる(南) ・主体的に関わらなければどうなるか具体的に示す(岩槻区民会議) ・協働はともに汗をかくことだ(岩) ・行政は市民の労働をうまく使うことばかり考えている(南) ・市民との協働を進める環境を整えてほしい(緑) ・協働における公共サービスの最終責任は行政がおうべき(緑) ・協働事業における契約の対等性を確保すること(緑) ・現実の行政と指定管理者の関係は、対等の協働関係ではない(緑) ・無償の労力奉仕として行政に使われることで終わらないように(岩) ・市民が担った役割の分、行政、議会のスリム化が必要(南) ・協働をすすめる具体的な場はどこなのか(桜) ・ありとあらゆる部局が相手になるので、話し合いができるを創造的な場がほしい(桜)。 ・市民・行政・議会、それぞれが未熟な中で創っていくという、育て上げる動的なプロセスが大事(桜) ・市長、議員は選挙で選ばれている、協働でなく連携(北) ・議会や市長の責任はどうなるのか。協働という言葉を使いながら市長や議会を免責しているように見える。公助がないと自助はありえない(桜) ・選挙で選ばれた市長や議会と、市民がそもそも対等な立場になれるのか(桜) ・真のパートナーシップの確立が必要。現実是一方通行が多い。特に行政・議会の歩み寄りが必要ではないか(浦和) ・運営、資金の流れなどを明確にすることが必要(浦和) ・市民へのPRが必要(浦和) 	<p>○対等な協働実現への担保力を高めるような記述を</p> <p>○市民からの協働提案の入口となる仕組みの整備を明記する →市長直轄の部署等</p> <p>○市民と行政の協働の契約に関するルールを整備することを明記</p> <p>○具体的な方策については、「市民活動及び協働の推進条例」の協働に関する部分を拡充することも考えられる</p>
5-⑤市民の意見等への対応義務	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の意見をきちんと検討していく仕組みの規定が必要(岩) ・市民の意見が行政や議会に通じるような仕組みが必要(見) ・現在は、市民の声が実現できるシステムになっていない。意見を言っても、行政の中でいつの間にか立ち消えになってしまう(浦和) ・この項はとても大事(浦和) ・市民提案に対する処理経過など、関連事項について積極的に情報公開を(浦和) ・<u>職員の意識が変わらないと何も動かない(まちプラン)</u> ・<u>協働を積極的に担った職員が評価受けないと進まない(まちプラン)</u> 	<p>○この項は重要。条例全体の中で適切な位置付けを</p>
5-⑥住民投票	<ul style="list-style-type: none"> ・市長、市議選挙の投票率を考えると、市民の総意を問うのは難しい(南) ・何でも市民の意見を問う住民投票は反対(岩槻区民会議) ・住民投票の話は早すぎる(岩) ・住民が理解できていない場合がある(岩) ・署名活動、住民投票については、市民の権利としてその趣旨を汲み、仕組みを作らねばならない。もっと強い縛りに(南) ・市民参加を強化するなら、住民投票はできるだけ緩和されるべき(岩槻区民会議) ・投票権は住民票を持つ者に限る(北) ・非常設型がよい(岩) ・常設型が望ましい(緑) ・区ごとの問題について区ごとに適用できるのか(岩) ・選挙で投票、分数より集中(北) ??? ・住民投票をすべき課題はどう決めるのか(それいゆ) ・住民投票の実施を、もっと強く議会に義務付けるべき(浦和) ・住民投票にかける案件を例示すべき(浦和) ・住民投票の結果を尊重するとは、具体的にどの程度の効力として受け入れるのか、明確にするべき(浦和) ・記述があっさりしている。住民からの請求等についても検討すべき(職員-2) 	<p>○より義務付けに近い表現の声あり →要検討</p> <p>○単にできるというだけでなく、<u>どんな場合に実施するのかを示すべき</u></p> <p>○市長や議会だけではなく、<u>住民から住民投票の実施を提起できることを入れる</u></p> <p>○「尊重する」という表現についても、説明が必要か</p>

5-⑦総合振興計画		○特になし
5-⑧財政運営	<ul style="list-style-type: none"> ・財政は重要である、精査する必要がある(北) ・自治法の規定に加えて、どこまで細かく記述すべきか(職員) ・あまり具体的なことを書かれると業務を制約される(職員) 	○特になし
5-⑨監査	<ul style="list-style-type: none"> ・自治法の規定に加えて、どこまで細かく記述すべきか(職員) ・あまり具体的なことを書かれると業務を制約される(職員) 	○特になし
5-⑩行政評価	<ul style="list-style-type: none"> ・市民参加を十分に進めるべき(北) ・自治法の規定に加えて、どこまで細かく記述すべきか(職員) ・あまり具体的なことを書かれると業務を制約される(職員) 	
5-⑪組織、人員体制等	<ul style="list-style-type: none"> ・市民と一緒に活動して成果を挙げた職員が人事でも評価されるようでありたい(住環ネット) ・自治法の規定に加えて、どこまで細かく記述すべきか(職員) ・あまり具体的なことを書かれると業務を制約される(職員) ・これまでの行政のあり方に風穴を開ける仕組みが必要。例えば市長直轄で公募による若手の会議を開く(まちプラン) ・職員の働き方に対する影響力となりうるような内容が必要(浦和) ・この項はとても大事(浦和) ・やる気のある前向きな行政職員に、「やっていいんだ」というメッセージが届く条例、あるいは条例により仕事がやりやすいようになるとよい(まちプラン) ・縦割りを超えた、超組織型プロジェクトがあってもよい(まちプラン) 	<p>○組織風土醸成に記述は、本条例の特徴として必要</p> <p>○縦割り組織に横串を刺すシステムが重要</p> <p>○公募制によるプロジェクトチームの活用などを例示できないか</p>
5-⑫市の発展のための法務	<ul style="list-style-type: none"> ・市の発展、市民のための法務にした方がよい(北) ・法令等の柔軟な解釈とあるが違和感を覚える(大) ・「柔軟な運用」は、市民のためとも企業の利益追求のためとも取れる(住環ネット) ・自治法の規定に加えて、どこまで細かく記述すべきか(職員) ・あまり具体的なことを書かれると業務を制約される(職員) ・市民立法の考えによる立法評価(岩) ・条例の制定・改廃を行った場合、市民への説明責任を果たすことを入れるべき(職員-2) ・解決されない課題の把握とその解決のための政策法務の考え方を定める(職員-2) ・分権時代の政令指定都市として、国の法律に対する解釈力を発揮すべき。また、市民にプラスになるなら、それに対する上乗せ・横出しの条例を積極的につくっていくべきだ(浦和) 	<p>○何のための主体的な運用かをきちんと明記することが必要</p> <p>○分権時代の政令指定都市の役割として、自主性の発揮、積極的な取組みを書き込むべき</p> <p>○「政策法務」の考え方を導入すべき</p>
5-⑬危機管理	<ul style="list-style-type: none"> ・周知、啓発の時期はとうに過ぎた、災害時直ぐ行動に移せる体制を(南) ・危機管理について採り上げられているが、具体的な事などが示されていないと市民は動けない(大) ・震災時、電話・FAXが使えなくなったがネットは使えた。各世帯にネット環境の整備を(南) ・自主防災に備える場所が無く困っている(大) ・商店街では、大震災の時、市民ではないが訪れている人々に関しても対応を求められる。どう対応すべきか記載して欲しい(大) ・「市民が安心して暮らせる」を入れて欲しい(北) ・解説での、「自助・共助・公助」に順番を付けるとらえ方はおかしい。双方向であるべき(まちプラン) 	<p>○3.11以降、市民の間での災害に備えた主体的取組みが始まっている、それらの支援を記述</p> <p>○「自助・共助・公助」の考え方は、双方向のものとして見直しを</p> <p>○市民参加による具体的な行動計画、体制の整備を明記</p>
5-⑭国や他の地方自治体等との関係	<ul style="list-style-type: none"> ・法律に関して、国に意見を言うていくことはできる(職員-2) 	○特になし
6-①身近なコミュニティ	<ul style="list-style-type: none"> ・地域に目覚めることが重要(西) ・地域と希薄なさいたま都民が多いので建設的な意味で自治会をもっと変えてもらいたい(南) ・さいたま都民をいかにまきこんでゆくか(南) ・自治会への積極的な参加を表現してほしい(西/岩/緑) ・自治会の権限を強くすべき(見) ・自治基本条例による自治会の変貌が期待されている(西) ・自治会への過大な期待はよしてほしい(西) 	○自治会の役割への期待は大きい。本条例の目玉のひとつとして、しっかりと記述してほしい

	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会長とするとさらなる努力を強いられる感じがする(岩槻区民会議) ・自治会等が基本というのに抵抗、これまでのやり方を見直す視点が必要(岩) ・自治会とか書かない方がよい。既存のものに頼る感じでよくない(南) ・参加する、しないは個人の自由だから、区民会議、自治会の記述は不必要(中央) ・自治会加入率が下がっています。コミュニティーを支える新しい団体が求められているのかもしれませんが(南) ・なにもやらない人に罰則がないのなら、絵に描いた餅だ(中央) ・地域の課題解決に多くの団体が協力していくのは当然で結構なことだ(桜) ・相互の連携とあるが現実にはうまくいっていない。どう連携させるのか。(南) ・ボランティアで活動しているグループを「その他の団体」で一括することに不満。きちんと表記すればやる気のある人が増える(中央) ・地域での連携にも情報公開が必要(岩) ・運営を日常的にどうやっていくのか(北) ・自治会と行政の関係の位置づけ(北) ・自治会を支援する環境の整備が急務と考える(岩槻区民会議) ・「必要な支援」は言い訳的で生ぬるい(西) ・自治会や市民団体の活動をネットワークするためのホームページがあればよい(見) ・「差別と虐待のないまち」という文言を入れて欲しい(ケアハンズ) ・解説の「補完性の原理」は、「相互補完」であるべき(緑) ・自治会、区長、区民会議には、現在位置付けがない。これをそのまま取り入れると、現制度を固定化することになるのではないか(浦和) ・旧態の自治会等に安易に頼り、結果として偏重している部分があるのでは(浦和) ・自治会のあり方こそ、本来、市民が改善すべき課題(浦和) ・さいたま市は大きすぎる。身近なところに問題意識があるはず(学生) 	<p>○自治会を特別扱すべきでないという意見もあるが、事実上最も多くの住民等が参加している団体であるので、それを元気づけていく視点で記述</p> <p>○「必要な支援策」という表現は弱い。地域活動のための拠点整備、情報提供等を例示したらどうか</p>
6-②区のあり方	<ul style="list-style-type: none"> ・「区役所」が区民と離れていると思う。「住民票」などは「市民の窓口」で受け取ることが多く、「区長」の名前も顔も知らない区民が多いのではないか(南) ・区役所の位置づけが不明、あやふや(北/浦和) ・区役所は行政の最前線(職員) ・行政における区役所の権限を強化しては(岩槻区民会議/緑) ・区にもっと権限を与えるべき。区役所が何の権力も持っていないのはおかしい(サポセン) ・全ての区民の意見を受け止め処理できる体制づくりを(緑) ・自治区になってほしい(見/それいゆ) ・東京のような特別区にするような考え方が必要(緑) ・より自立・自律することが必要(浦和) ・市の出先機関でなく、20%ぐらいは区に任せる部分を作るべき(浦和) ・市と市民の間に区があると思う(緑) ・区の職員は、区の内情をよく知った上で働いてほしい(それいゆ) ・さいたま市は一律でなくてよく、各区の問題も違うので(岩槻コミ連) ・各区の特性に基づき、それぞれの区政を尊重することを明記(中央) ・市全体で均一にしなければならない住民サービスもある(職員) ・区長にもっと権限を(北) ・区長の性格が不明。区役所の所長なのか、市長の代理者なのか(浦和) ・区長の役割・責務についてもっと書き込めないのか(岩槻コミ連) ・区長と区民の繋がりが必要(北) ・なぜ一職員である区長の役割・責務を規定するのか(職員) ・中長期的な視点であるが、2年で移動する区長では無理(南) ・市民からみてこうあってほしいという区のあり方を書くのはよい(職員) ・この条例が区のあり方を変えていけるのか(サポセン) ・区民である前に市民であれと言いたい(南) ・区役所を充実してほしい。そうすれば主体的に、自分の地域を良くしようという気になる(桜) ・区にもっと権限を与えるべきである(桜) ・市政のなかに区政への分権化をどう取り入れていくかが課題(中央) ・中長期的な区政推進は、区長でなく、区役所として進めればよい(議員) ・行政職員である区長に区政を担えるのか(岩) ・区長の在職期間が短すぎる。区政が考えられるのか(岩/桜) ・区は地域振興の拠点であるべき(大) ・区と市の役割が理解されていないので、この関係性を分かり易く書いたほうが良い(大) 	<p>○政令指定都市として区役所の役割に対する市民の期待は大きい。今後の制度改革を促す意味で、しっかりと書き込んでほしい</p> <p>○中長期的視野をもった区政の推進は、区長のみに期待することではない。区役所として中長期的な方針をもって区政を推進する、と書くべきか</p> <p>○区政、区長等については、現状の制度と条例の目指すものの関係をきちんと説明することが必要</p> <p>○区民会議の活動は、区民に情報を公開しつつ、区民の参加のもとに行うべき</p> <p>○区民会議への職員の参加、市政情報の積極的提供が重要</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・区が出来て10年経っても、新しいコミュニティづくりが進んでいない(中央) ・現状で「区政」というべきものがあるのか。区政という言葉に違和感を感じる(浦和) ・区民会議はしぼんできている(南) ・区民会議は提案のみで終わっている、それをどう活かすか(中央) ・区民会議の活動について情報公開が必要(岩) ・区民会議には、区のコミュニティ課も積極的に参画を(西) ・区民会議には、もっと行政が関わってほしい(見) ・区民会議に何故区の職員が入っていないのか(桜) ・区民会議についてはその主体的な提言を活かしていくべきだ(大) ・コミュニティーにおける主体同士の連携＝市民活動ネットワークと考えてよいのか。区はそれを支えるためにどのようにふるまうのか(南) ・もっともっと交流の場がほしい(岩) ・区民会議と自治会の関係について触れる(見) ・区民会議は、行政に対するルートとしての役割をもっている(見) ・区民会議のあり方の変更に対する評価、説明を→解説(緑) ・議員と区の関係性を定めては(緑) 	
7 条例の運用	<ul style="list-style-type: none"> ・条例をつくっても魂を入れなければ駄目(住環ネット) ・条例の運用・見直し・検証について明記する必要(岩槻コミ連) ・自治基本条例に基づいた、既存の個別条例の見直し、運用の改善が必要(住環ネット) ・実効性の確保が必要(西) ・PDCAを活用してもっと積極的に評価方法を考えてもらいたい(南) ・条例の運用について、全市民の「ネット環境」の整備が重要ではないか(南) ・条例を具体化するためには、どのような手法があるか(南) ・制定するだけでは何も変わらない、市民の意識を変えるアクションが必要(南) ・条例制定後の推進計画が必要(西) ・制定後、皆の関心を高めるための仕掛けが必要(職員) ・反対意見・賛成意見両方載っていて理解を深めるような手引書がほしい(サポセン) ・市の施策を条例に基づいて作ったことを明記し、周知する(南) ・条例の運用結果の広報(北) ・評価機関が必要(緑) ・〇〇委員会をつくると明記する(緑/まちプラン) ・市民自治について小中学生の学びの機会が必要では(岩槻コミ連) ・学校の教材として使えたら、市民としての自覚が生まれる(職員) ・条例を小中学校の教材にする(西) ・市の色、特色が出るような運用をしてほしい(南) ・のっぺらぼうの街ではなく、特色のある街になるよう、周知、運用を行ってほしい(南) ・市民参加で見直し(北) ・市民憲章を制定すべきだ(西) ・基本条例に愛着がもてるようにしたい(北) ・見直しを定めたのはよい(岩) ・実効性は啓発だけでは確保できない(大) ・どう運用するか、実効性を持たせる仕組みが大事(桜) ・こういう問題があったときにはこう取り組むという事例、シミュレーションがあると、条例の大事さが分かる(桜) ・市民にもこの条例が適切に運用されているかどうかをチェックする、改善を求めることができることを盛り込んでどうか(緑) ・理念は理解できるが、具体的にどう使われるのか疑問が多い(それいゆ) ・絵に搔いた餅と思うのではなく、目標イメージと捉えて継続することが重要(中央) ・条例が出来たあとの運用において、市民の意見を十分に取り入れるべき(浦和) ・条例の運用を常時チェックし、必要な場合にすぐ改正していくべき(浦和) ・自治の担い手として子どもの意見も聞いていくべ(浦和) ・市民に対するPRや白書の作成を積極的に行うべき。その際、ホームページまかせにしないこと(浦和) ・しっかりと運用されるように、第三者がチェックするシステムが必要(浦和) ・改正の時期、そのやり方を条文に明確に書く(浦和) ・定例的に見直してほしい(まちプラン) ・市民が協働の成功事例をみせない、行政職員は動かない。白書をつくることは有効(まちプラン) ・出来上がっても1～2年ごとに叩いていくべき。市民が評価できるようになればよい(学生) 	<p>○条例をつくっただけではなく、実効性を持たせる、条例をもとに具体的な行動を展開してほしい、という声が多い。</p> <p>○市民参加による運用の仕組みをしっかりと担保する、委員会名を明記</p> <p>○条例の実績あるいは課題を調査して、分かりやすく知らせていくことが重要</p> <p>○条例の運用主体は市長ではない、市民、議会の参加が必要</p> <p>○具体的な行動につなげるため、推進計画の策定を明記する</p> <p>○自治基本条例の内容を具体化するために必要な条例等の制定を明記する</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・事後評価が重要。成功例をたくさん分かりやすく紹介する(学生) ・PRには短くてインパクトのある表現、媒体が必要。ニュースレターでも重たい(学生) ・自治基本条例によって何がかわるか、様々な場面で分かりやすく説明していくことが大事(職員-2) ・運用の中で、別の手続条例の制定を検討することを定める(職員-2) ・関心のない人を巻き込んでいく仕組みが必要。皆が参加するようになれば、対立関係から協力関係に変わる(職員-2) ・子どもの頃から学校等で教えていくことが大切(職員-2) ・羅針盤としての評価は難しい。何を指標にして評価するのか(職員-2) ・マスコミの活用が重要(職員-2) 	
○さらに盛り込むべき内容	<ul style="list-style-type: none"> ・市の施策、決定への異議申し立て制度を導入する(北/住環ネット) ・公的オンブズマン等外部監視機構が必要である。行政判断や法令解釈に対して市民が異議申し立てをしづらい状況がある(大) ・オンブズマン制度の導入を期待(住環ネット/浦和) ・公務員・議員の削減の提案を条例に入れられないか(岩槻区民会議) ・環境保全などの環境問題を取り上げる(岩槻コミ連) ・市民立法の考えによる立法評価(岩) ・男女共同参画の視点(岩/大) ・地域の住環境を守る事が何処に記載されているのか(大) ・障害者雇用(大) ・ノーマライゼーション条例の「差別・虐待のないまち」という視点(ケアハンズ) ・安全・安心な環境のための「雇用の確保」という視点(ケアハンズ) ・当たり前で新しい要素はない、もつと魅力ある、具体的内容を(緑) ・全ての条文に裏付けの具体的内容を入れる(緑) ・リコール制度がほしい(中央) 	<ul style="list-style-type: none"> ○市民オンブズマン制度の導入 →別条例か ○行政の決定に対する「異議申し立て制度」 →条例の具体化段階か ○市民立法の考え方による立法評価 →全体的に対応できるか ○公益通報に関する条文は要らないか？
○条例の名称	<ul style="list-style-type: none"> ・さいたま市市民自治基本条例でよい(南/北/中央) ・「市民自治」を入れて欲しい(ケアハンズ/緑) ・さいたま市新しい公共を実現するための基本条例(南) ・さいたま市よりよい街づくりのための自治基本条例(南) ・サブタイトル「豊かなさいたま市を目指して」(北) ・さいたま市条例と市民自治基本の2つに分ける(北) ・市民が主体だが、議会・行政との関係も定めているので「市民」を入れなくてよい(岩) ・若い人も誰でもひと言でわかる名称に(岩) ・固くても、目的、働きを正確に表す名称に(岩) ・「条例」は固いので市民憲章がよい(岩) ・市民自治基本条例、市民まちづくり条例(桜) ・「・・のまちづくり条例」、「・・と一緒に考えるさいたま市自治基本条例」(浦和) * 解説不能 ・「自治」とともに「主権」というコンセプトが大事である。思い切って、「さいたま市市民自治・主権基本条例」としたらどうか(浦和) ・「市民条例」、「まちづくり条例」、「市民まちづくり条例」が良い(浦和) ・皆が覚えられる短い名称がよい(学生) 	○「市民」を入れるかどうかについては、賛否両論あり
○条例の前文	<ul style="list-style-type: none"> ・「信頼と奉仕の精神に満ちたまちづくり」という文章を入れる(西) ・さいたま市民であることに誇りをもてるように(南) ・あまりにも自然破壊されている現実、自然を大切にすまち(南) ・ずっとすみたいと思えるまち(南) ・4市の市民憲章の特徴(北) ・市の歴史、行事、自然、街、先祖、思いが分かるような一文(北) ・高齢者の社会参加をさらに促進する内容を入れる(岩槻コミ連) ・伝統文化を大事にする表現を入れる(岩槻コミ連) ・条例が役立った事例を書き入れる(岩) ・さいたま市らしさが表現されていない(大) ・分権だから条例をつくるのか。条例で解決すべき課題を書くべき(桜) ・自主的・自立的・自発的に行動することが人間の基本(ケアハンズ) ・さいたま市のあるべき姿が明確でないと条例の意義が分からない(緑) ・自助・共助・公助、補完性の原理がより厳しく見直されるべき(緑) ・文案:「さいたま市は、市民のために自治基本条例を作りました。時代は変化します。さいたま市は常にその変化を条例に組み込み続けます。」(浦和) 	<ul style="list-style-type: none"> ○自治基本条例をつくるに至った「課題認識」をしっかりと書くべきか ○あるべき姿を明示してほしいという意見もある。どう書くべきか
○条例の文体等(主語の使い方を含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・全体に文章が固い(西) ・シンプルなつくりがよい(南) ・高齢者の観点から難しい文章を使わないで(北) 	○「です・ます調」等、分かりやすくやさしい文体については、特に異論なし

	<ul style="list-style-type: none"> ・誰にも分かるよう、シンプルに(北) ・理念が分かりやすく伝わるようにシンプルな言葉で(職員) ・理念的な部分とルール的な部分の書き分けができるか(職員) ・「なければならぬ」という文章はよそう(西) ・「～ものとする」はよくわからない(サポセン) ・文末の表現「・・を尊重する」は実行性が担保できない(岩槻コミ連) ・用語解説が必要(西) ・情報共有、参加、協働などの部分は、市民を主語として市民自らがやるべきことを書く(職員) ・市民が自分のものと思える条例にするためには、「市民」ではなく、それぞれの主体を主語にして書いたほうがよい(職員) ・職員の能動的な働きが重要なので、「市長等」は「市長・職員等」と記すべき(西) ・「市長等」の中に職員も含まれていることは感じる(職員) ・一般市民は「行政」という言葉に馴染みがない??(サポセン) ・誰が何をするのかもっと判りやすく整理して欲しい。例:表にまとめる(サポセン) ・大事な事なので一般市民が分かり易いようにして欲しい(大) ・若い人が身近に感じられる条例に(中央) ・誰もが理解できる文章、文体(桜) ・個々の市民がどう関わっているのか見えにくい表現だ(それいゆ) 	<p>○主語については、素直に市民が理解できる用語を選択すべき</p> <p>○誰が何をするのかがよく分かるような記述が必要</p> <p>○「ものとしませう」、「努めるものとしませう」という表現はものものしい。もっとやさしい表現に変えられないか。</p>
<p>○条例の効果等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・条例を作ることでどんな効果があるのかを明確にして欲しい(サポセン) ・住環境保全のために活動している我々に役に立つ条例を(住環ネット) ・条例に書かれていることは、何かを動かそうとするときの足掛かりになるはず(サポセン) ・市政に関する記述は確認的でパンチがない、職員にとってどこまで有効か(職員) ・条例の内容は当たり前のことだが、しっかりと根拠を示して後輩等に伝えていく拠り所にはなる(職員) ・職員が、市民と一緒に考え協働して課題解決に当る際の拠り所、足掛かりになるとよい(職員) ・行政だけで解決が困難な課題に当って、さまざまな主体を結びつける触媒になればよい(職員) ・自治基本条例と日常生活との関係が分からない(岩) ・この条例をもとにより具体的な仕組みをつくっていく工夫を(岩) ・条例の内容に生活への取っ掛かりがほしい(岩) ・条例があったから市民やまちにとってうまくいったという事例はあるか(岩) ・自治基本条例が制定されると、私達の暮らしがどう変わるのか。行政は住民の参画を望まない状況下で、自治基本条例を足がかりに私達は何が出来るのか。行政から提示された課題ではなく、市民の思いから行動を起こすことが重要である。どのような場を作れば、市民の力を引き出せるのか(大) ・現在・過去のさいたま都民の人が、さいたま市民になることを期待(浦和) ・単にさいたま市内の課題解決にとどまらず、県や国、国際的課題解決へのアクションにつながっていくような地方分権時代の地方自治が実現してほしい(まちプラン) 	<p>○条例が、単なる理念表明ではなく、日常の生活を改善していくための足掛かりになれるような記述を入れておく</p> <p>○条例が出来た後の、具体的な仕組みづくりにつながるような記述が必要</p>

*類似意見をまとめて要約記載し、末尾括弧内に意見が出された意見交換会名等を記入
*最終報告の作成に関わる意見に限定(単なる感想等は省いてよいのでは)

意見書き込み済み: 岩槻区/南区/西区/大宮区/北区/桜区/見沼区/中央区/緑区/浦和区/職員-1/サポセン/ケアハンズ/岩槻区民会議/それいゆ/岩槻コミ連/住環ネット/市議会/まちプラン市民会議/学生/職員-2/

意見未記入: 七里地区自治会連合会/(大砂土東地区自治会連合会)/(浦和区自治連)

特に意見なし: 見沼区自治会連合会